

各 位

会社名 ケネディクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川島 敦
(コード番号: 4321 東証一部)
問い合わせ先 取締役経営企画部長 吉川 泰司
電話番号 (03) 3519-2530

公募による新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 15 日開催の当社取締役会決議に基づき、公募による新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、同日開催の取締役会において、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）に対する第三者割当による新株式発行（以下「伊藤忠商事に対する第三者割当」といいます。）についても併せて決議しておりますが、その詳細につきましては、本日発表の「伊藤忠商事株式会社との業務提携及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

【本件の背景】

米国のサブプライム問題やいわゆる「リーマンショック」に端を発した世界的な金融危機により、当社を含む不動産アセットマネジメント事業者の資金繰りに影響を及ぼすような状況が続いておりました。そのような環境下で、当社は平成 21 年 2 月に中期経営計画を策定し、その柱である受託資産残高（以下「AUM」といいます。）の成長、資産圧縮と有利子負債削減によるバランスシートのスリム化と健全化、安定的な収益構造の構築といった諸施策を実行してまいりました。

当社は、世界の資本市場における投資資金の流動性が徐々に回復する兆しを見せており、現在の不動産投資市場においては一部で投資対象を求める動きが活発化し始めていると認識しております。当社の競合他社の一部が破綻・撤退する中で、この機会を残存者利得として享受すべく、本年 2 月に事業環境の変化に伴う中期経営計画の見直しを行い、AUM の獲得目標を上方修正する等、より高い経営目標を策定いたしました。新たな中期経営計画の一環として、当社は、バランスシートのスリム化と共に、自己資金を活用した共同投資スキームによるファンド組成を行うことや、シードアセットとして一時的に不動産を自己資金にて取得することによって、ファンド事業拡大を目指してまいります。

当社が本日決議した新株式発行・売出し等は、本日発表した伊藤忠商事との資本・業務提携とともに、当社の中期経営計画の諸施策の流れを更に強固なものとし、市場環境の変化に応じて成長機会を捉えるべく新規投資を含めた反転攻勢に転じる当社の経営方針をより確かなものとするを目的としています。具体的には、本年 11 月に償還期限を迎える普通社債の償還原資の一部を確保すると同時に、当社が組成する不動産ファンドへの共同投資やウェアハウジング（後記<ご参考>3.（1）ご参照）のための資金を確保することを予定しております。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

1. 募集による新株式発行

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類
及び
数 | <p>下記①及び②の合計による当社普通株式 1,019,204 株</p> <p>① 下記(4)①及び②記載の各募集における引受会社の買取引受の対象株式として当社普通株式 904,000 株</p> <p>② 下記(4)②記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 115,204 株</p> |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日(平成22年7月27日(火)から平成22年7月29日(木)までの間のいずれかの日)に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募 集 方 法 | <p>① 国内一般募集
国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、日興コーディアル証券株式会社及びUBS証券会社(以下「国内引受会社」という。)に、国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。</p> <p>② 海外募集
海外市場における募集(ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売、カナダにおいてはカナダ証券法の制限に従った私募での販売による。以下「海外募集」という。)とし、UBS Limited 及び Citigroup Global Markets Limited (以下「海外引受会社」といい、国内引受会社と併せて「引受人」という。)に、総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。</p> <p>③ 上記①及び②記載の各募集については、国内一般募集 343,464 株及び海外募集 675,740 株(上記(1)①記載の買取引受の対象株式のうち 560,536 株及び上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 115,204 株)を目処に行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。</p> <p>④ 上記①及び②記載の各募集及び後記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」記載のオーバーアロットメントによる売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターはUBS証券会社及び日興コーディアル証券株式会社とする。国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは日興コーディアル証券株式会社及びUBS証券会社とする。また、海外募集の共同主幹事会社兼ブックランナーはUBS Limited とし、共同主幹事会社はUBS Limited 及び Citigroup Global Markets Limited とする。なお、海外募集におけるインターナショナル・オフィリング・コーディネーターは、日興コーディアル証券株式会社とする。</p> <p>⑤ 上記①及び②記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所</p> |

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

- ⑥ 上記①及び②記載の各募集において引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

- (5) 申込期間（国内一般募集） 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成22年8月3日（火）から平成22年8月5日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 払込金額、発行価格（募集価格）、その他募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. ご参照）

- (1) 売出し株式の種類及び数 当社普通株式 20,396株
なお、上記売出株数は上限を示したものであり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。また、上記売出株数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 日興コーディアル証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は前記「1. 募集による新株式発行（4）募集方法」⑤記載の国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 日興コーディアル証券株式会社が、前記「1. 募集による新株式発行」における国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、当社株主より借受ける予定の当社株式について売出しを行う。
- (5) 申込期間 前記「1. 募集による新株式発行」における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 前記「1. 募集による新株式発行」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 募集による新株式発行」が中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 日興コーディアル証券株式会社に対する第三者割当による新株式発行（グリーンシュール第三者割当）
（後記<ご参考> 1. ご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 20,396株
- (2) 払込金額の決定方法 前記「1. 募集による新株式発行」における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 申込期日 平成22年8月31日（火）から平成22年9月3日（金）までのいずれかの日。ただし、前記「1. 募集による新株式発行（5）申込期間（国内一般募集）」記載の申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
- (5) 払込期日 平成22年9月1日（水）から平成22年9月6日（月）までのいずれかの日。ただし、上記（4）記載の申込期日の翌営業日とする。
- (6) 割当先 日興コーディアル証券株式会社
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 上記（4）記載の申込期日に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、その他本第三者割当（以下「グリーンシュール第三者割当」という。）に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) グリーンシュール第三者割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 募集による新株式発行」が中止となる場合、グリーンシュール第三者割当も中止される。

4. 新株式発行に係る発行登録の取下げ

(1) 取下げた発行登録の概要

- ① 提出日 平成22年6月25日（金）
- ② 募集有価証券の種類 当社普通株式
- ③ 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで
（平成22年7月3日～平成23年7月2日）
- ④ 発行予定額 150億円を上限とする。

(2) 発行登録による新株式の発行実績

なし

(3) 発行登録の取下げ理由

発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することとしたため。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

〈ご参考〉

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 募集による新株式発行」記載の国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、20,396株を上限として日興コーディアル証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下「貸借株式」という。）の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成22年7月15日（木）開催の取締役会において、日興コーディアル証券株式会社を割当先とする当社普通株式20,396株の第三者割当増資（グリーンシュール第三者割当）を行うことを決議しております。

日興コーディアル証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

上記のほか、安定操作取引によって取得した株式の全部又は一部を、海外募集の決済の一部にあてるため、海外引受会社に譲渡する場合があります。

また、日興コーディアル証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から同日を起算日として30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

日興コーディアル証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュール第三者割当に係る割当に応じる予定であります。

そのため、グリーンシュール第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権によりグリーンシュール第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

日興コーディアル証券株式会社がグリーンシュール第三者割当に係る割当てに応じる場合には、日興コーディアル証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、日興コーディアル証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、日興コーディアル証券株式会社はグリーンシュール第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権によりグリーンシュール第三者割当における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、安定操作取引、シンジケートカバー取引及びグリーンシュール第三者割当に係る申込みに関して、日興コーディアル証券株式会社は、UBS証券会社と事前に協議の上、これを行うものとします。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（平成22年6月30日現在）	1,211,982株
公募増資による増加株式数	1,019,204株（注）1.
公募増資後の発行済株式総数	2,231,186株（注）1.
伊藤忠商事に対する第三者割当による増加株式数	60,000株（注）2.
伊藤忠商事に対する第三者割当後の発行済株式総数	2,291,186株（注）2.
日興コーディアル証券株式会社に対する第三者割当増資（グリーンシュール第三者割当）による増加株式数	20,396株（注）3.
日興コーディアル証券株式会社に対する第三者割当増資後の発行済株式総数	2,311,582株（注）3.

- (注) 1. 海外引受会社が前記「1. 募集による新株式発行（1）募集株式の種類及び数」②記載の当社株式を買取る権利全部を行使し、発行がなされた場合の数字です。
2. 伊藤忠商事は払込金額の総額が10億円を超えない限度で最大の株式数の株式につき申込みを行う予定であり、伊藤忠商事に対する第三者割当に係る発行新株式上限数（60,000株）に対し、割当先である伊藤忠商事から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。なお、伊藤忠商事による払込みについては、同種の取引に付される一般的な前提条件に加え、前記「1. 募集による新株式発行（1）募集株式の種類及び数」①記載の国内一般募集及び海外募集において予定されている買取引受の対象となる株式数の合計数（904,000株）の新株式に係る払込みがなされることが前提条件として付されています。
3. 前記「3. 日興コーディアル証券株式会社に対する第三者割当による新株式発行（グリーンシュール第三者割当）（1）募集株式の種類及び数」記載の募集株数の全株に対し日興コーディアル証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

国内一般募集の手取概算額5,066,504,895円、海外募集の手取概算額上限9,998,095,695円、グリーンシュール第三者割当の手取概算額上限300,867,406円及び伊藤忠商事に対する第三者割当の手取概算額上限950,110,644円を合わせた手取概算額合計上限16,315,578,640円のうち、75億円を本年11月9日に償還期限を迎える当社第1回無担保公募社債149億円の償還資金の一部として充当、残額を平成23年12月末までにファンド組成のための共同投資、ウェアハウジング（ファンド組成のための一時的な保有を含む。）のための不動産取得等の投融資資金に充当する予定です。また資金需要の発生までは、上記手取金は預金口座で管理する予定であります。なお、上記金額はいずれも平成22年7月9日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金の一部を公募社債の償還資金に充当することにより、当社の財務体質が改善・強化され、不動産アセットマネージャーとしてのさらなる安定性が確保されると考えております。加えて、今回の調達資金の残額を不動産アセットマネジメント事業の強化に資する成長資金へ充当することにより、今後の業績の向上に資するものと考えております。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の重要な課題と位置づけ、連結業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途

当社は配当につきましては、業績の動向、将来の成長のための内部留保の充実及び配当性向等を総合的に勘案して配当額を決定しております。中期経営計画の方針に沿って、安定的に利益が計上できる収益構造を構築した上で、配当の復活及び配当性向の向上に努めてまいりたいと考えております。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
1株当たり当期純損益（連結）	24,833.95円	△17,062.66円	△23,968.93円
1株当たり年間配当金	2,350円	—	—
実績配当性向（連結）	9.5%	—	—
自己資本当期純利益率（連結）	29.9%	△20.2%	△39.4%
純資産配当率（連結）	3.0%	—	—

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純損益（連結）は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 各決算期の実績配当性向（連結）は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純損益で除した数値であります。なお、平成20年12月期及び平成21年12月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 各決算期の自己資本当期純利益率（連結）は、当該決算期末の連結当期純損益を少数株主持分控除後の連結純資産（期首・期末平均）で除した数値であります。
4. 各決算期の純資産配当率（連結）は、年間配当総額を少数株主持分控除後の連結純資産（期首・期末平均）で除した数値であります。なお、平成20年12月期及び平成21年12月期については配当を行っていないため記載しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。ただし、前記「1. 募集による新株式発行」と並行して、伊藤忠商事を割当先とする第三者割当増資が行われます。当該第三者割当は、国内引受会社が引受けを行う国内一般募集と並行して、引受人による引受を伴わずに行われるものであるため、当社は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第32条に基づく国内一般募集の国内引受会社からの要請を遵守しております。伊藤忠商事に対する第三者割当は、本日発表の「伊藤忠商事株式会社との業務提携及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に係る伊藤忠商事との業務提携に関連して行われるものであり、金融商品取引業者による引受けの対象とした場合においても、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第31条第3項第3号に規定する、親引けの禁止の例外に該当するものであります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社は、会社法に基づき、下記の転換社債型新株予約権付社債を発行しております。
当該転換社債型新株予約権付社債の残高等（平成 22 年 6 月 30 日現在）は、以下のとおりです。

発行形態	発行日	残高	償還日	転換価額 (注)	資本組入額 (注)
2011 年満期ユーロ円建 転換社債型 新株予約権付社債	平成 18 年 12 月 15 日	110 百万円	平成 23 年 12 月 15 日	314,934.1 円	157,467 円
2012 年満期ユーロ円建 転換社債型 新株予約権付社債	平成 21 年 11 月 9 日	2,093 百万円	平成 24 年 11 月 9 日	40,020 円	20,010 円

(注) 転換価額及び資本組入額は、転換により新株式を発行する場合の 1 株当たりの払込金額及び資本組入額です。転換価額は、平成 22 年 6 月 30 日現在のものです。

なお、今回の資金調達を実施することにより、新株式発行後の発行済株式数に対する潜在株式の比率は 2.28%となる見込です。

(注) 潜在株式の比率は、2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて権利行使された場合に交付される株式数の合計 52,655 株（平成 22 年 6 月 30 日現在）を、国内一般募集、海外募集、グリーンシュエ第三者割当及び伊藤忠商事に対する第三者割当による新株式発行後の発行済株式数上限（2,311,582 株）で除したものです。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	発行株数	発行価格	発行価額	払込金総額
公募増資	平成 19 年 9 月 3 日	50,000 株	170,720 円	163,680 円	8,184,000 千円
第三者割当増資 (注)	平成 19 年 10 月 3 日	7,500 株	163,680 円	163,680 円	1,227,600 千円
公募増資	平成 21 年 10 月 26 日	575,000 株	33,350 円	31,527 円	18,128,025 千円

(注) 平成 19 年 9 月 3 日発行の公募増資に伴うグリーンシュエオプションの行使によるものです。

発行形態	発行日	発行総額	転換価額 (注)	転換率 (注)
2012 年満期ユーロ円建 転換社債型 新株予約権付社債	平成 21 年 11 月 9 日	2,093 百万円	40,020 円	0.0%

(注) 転換価額及び転換率は、平成 22 年 6 月 30 日現在のものです。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年 12月期	平成20年 12月期	平成21年 12月期	平成22年 12月期
始値	540,000円 □233,000円	174,000円	26,980円	29,500円
高値	676,000円 □261,000円	189,000円	59,900円	36,300円
安値	466,000円 □148,000円	10,500円	5,030円	13,650円
終値	466,000円 □181,000円	25,180円	29,750円	15,710円
株価収益率(連結)	7.3倍	—倍	—倍	—倍

- (注) 1. 平成22年12月期の株価については、平成22年7月14日現在で表示しております。
 2. 各決算期の株価収益率(連結)は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成20年12月期及び平成21年12月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成22年12月期については未確定のため記載しておりません。
 3. 当社は平成19年6月30日を基準日として普通株式1株を2株とする株式分割を実施しており、□印は株式分割権利落後の株価であります。

(4) ロックアップについて

- ① 当社は、国内一般募集、オーバーアロットメントによる売出し及び海外募集の発行価格等決定日から払込期日の180日後までの期間について、ジョイント・グローバル・コーディネーターによる事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、国内一般募集、海外募集及びグリーンシュー第三者割当に係る当社普通株式の発行、伊藤忠商事に対する第三者割当に係る当社普通株式の発行、株式分割、発行済みの当社新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による普通株式の発行及び自己株式の交付並びにインセンティブプランに基づき当社又は当社の関係会社の役員又は従業員に対してなされる新株予約権等の発行及びこれらの行使による普通株式の発行又は自己株式の交付を除く。)を行わないことに合意しています。
- ② 伊藤忠商事は、当社による事前の書面による同意を得ることなく、当社との資本・業務提携に係る契約に基づく当社普通株式の取得後6ヶ月間は、当社普通株式の全部又は一部について、第三者に対する譲渡その他の処分を行わないことにつき合意しています。当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターによる事前の書面による承諾を得ることなく、かかる同意を行いません。

以上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。